

個人情報保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準案について (概要)

1 趣旨

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正により、個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る法の規定が地方公共団体に適用されることに伴い、令和5年4月1日から、法に基づく開示決定等を知事が処分を行うこととなり、法に基づく知事の処分に関して、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に規定する審査基準を策定することとし、審査基準の策定に当たり、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）第38条第1項の規定に基づき、意見公募手続を実施するものである。

2 内容

- (1) 開示・非開示等の基本的な考え方について定めた。（第1関係）
- (2) 保有個人情報該当性の判断について、法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書に記録されているものかどうかにより行うこととした。（第2関係）
- (3) 不開示情報該当性の判断基準について定めた。（第3関係）
- (4) 部分開示、裁量的開示、保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準について定めた。（第4から第6まで関係）
- (5) 権利濫用に当たるか否かの審査基準について定めた。（第7関係）
- (6) 訂正決定等及び利用停止決定等の審査基準について定めた。（第8関係）